

平成 26 年 度

# 八代市議会総務委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

- |                    |    |
|--------------------|----|
| 1. 6月定例会付託案件 ..... | 1  |
| 1. 所管事務調査 .....    | 26 |

---

平成 26 年 6 月 19 日 (木曜日)

## 総務委員会会議録

平成26年6月19日 木曜日

午前10時02分開議

午後 0時36分閉議（実時間120分）

委員 上村 哲三 君

委員 島田 一巳 君

委員 中山 諭扶哉 君

委員 橋本 幸一 君

委員 矢本 善彦 君

### ○本日の会議に付した案件

1. 議案第54号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分）
1. 議案第55号・専決処分の報告及びその承認について
1. 議案第56号・専決処分の報告及びその承認について
1. 議案第58号・公有水面埋立免許に対する意見を述べることについて
1. 議案第59号・公有水面埋立地の用途変更に対する意見を述べることについて
1. 議案第60号・八代市移動通信用鉄塔条例の一部改正について
1. 議案第61号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正について
1. 陳情第3号・八代地域人権オンブズパーソン制度休止問題について
1. 請願第1号・特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出方について
1. 請願第2号・国会に特定秘密保護法廃止のための意見書提出を求めることについて
1. 所管事務調査
  - ・行財政の運営に関する諸問題の調査（八代市男女共同参画計画について）  
（EV・PHV用急速充電設備の設置について）
  - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

### ○本日の会議に出席した者

委員長 福嶋 安徳 君

副委員長 鈴木田 幸一 君

※欠席委員 田中 安 君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

総務部長 木本 博明 君

総務部次長 岩本 博文 君

総務部理事兼  
市民税課長 松本 秀美 君

総務部理事兼  
資産税課長 浅田 敏男 君

財政課長 佐藤 圭太 君

#### 企画振興部

情報政策課長 松村 浩 君

市民協働部長 池田 孝則 君

市民協働部次長 堀 泰彦 君

防災安全課長 東坂 宰 君

人権政策課長 坂口 孝幸 君  
（人権啓発センター所長兼務）

#### 建設部

土木建設課長 松本 浩二 君

#### 商工観光部

国際港湾振興課長 桑原 真澄 君

#### 部局外

選挙管理委員会事務局長  
（公平委員会事務局長併任） 中川 勝俊 君

### ○記録担当書記

寺原 哲也 君

（午前10時02分 開会）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから

総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第54号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、予算議案の審査に入ります。

議案第54号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、総務部から、歳入等及び歳出の第2款・総務費について説明願います。

○総務部長（木本博明君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、木本総務部長。

○総務部長（木本博明君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

総務委員会に付託されました議案第54号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第2号の歳入及び総務委員会関係分の歳出、それから議案第55号の平成25年度八代市一般会計補正予算・第13号に関する専決処分の報告及びその承認についてを岩本総務部次長が、また議案第54号の消防費を堀市民協働部次長が説明いたします。

また、そのほか議案第56号、58号、59号の事件議案、それから議案第60号、61号の条例議案につきましては、各関係課長が説明いたしますので、どうぞよろしく願います。

○総務部次長（岩本博文君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、岩本総務部次長。

○総務部次長（岩本博文君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）総務部次長の岩本でございます。よろしく願います。座らせていただきまし

て、説明をさせていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） はい、どうぞ。

○総務部次長（岩本博文君） それでは、別冊となっております議案第54号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第2号をお願いいたします。総務委員会付託分につきまして説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で歳入歳出それぞれ12億2624万2000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ553億1910万円といたしております。

次に、第2条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては4ページの表で説明いたします。

それでは、4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。今回、それぞれの事業の起債額を追加、変更するものがございます。

まず、上の表、1、追加による携帯電話等エリア整備事業の1750万円は、今回、歳出補正で計上しております携帯電話等エリア整備事業7929万8000円に係るもので、補助金等を除いた額の100%の起債でございます。

次に、下の表、2、変更におきまして、まず、防災基盤整備事業では、市債2億3700万円を追加し、限度額を8億560万円としております。これは、広域行政事務組合が本年度予定しております消防救急無線デジタル化及び高機能消防指令センター整備における国庫補助金の不採択に伴い、その補助金にかわる財源としての95%の起債でございます。

また、学校整備事業では、市債2000万円を追加し、限度額を6億3740万円としております。これは、松高小学校の校舎改修の経費及び校舎増築のための実施設計業務等に係るもので、事業費の95%の起債でございます。な

お、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で7435万3000円を計上しておりますが、これが今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款12・分担金及び負担金、項1・分担金、目2・総務費分担金、節1・総務管理費分担金で876万8000円を計上しております。これは、携帯電話基地局3カ所の施設整備等に伴う携帯電話事業者の分担金でございます。

次に、款14・国庫支出金、項2・国庫補助金、目2・民生費国庫補助金、節2・児童福祉費補助金で、保育緊急確保事業費補助金として9459万9000円を計上しておりますが、そのうち、250万3000円は、今回の補正で計上しております放課後児童クラブの開所時間延長に対する補助でございます。残りの9209万6000円の補助金は、歳入の組み替えによるもので、本年度当初予算で措置しておりました保育士等処遇改善臨時特例事業や地域子育て支援事業等に係る財源を、県支出金から国庫補助金へと組み替えた……（「支出金」と呼ぶ者あり）県支出金から国庫支出金へと組み替えたものでございます。

この組み替えは、本年4月14日付の国からの通知に基づくもので、保育緊急確保事業の実施に当たり、保育緊急確保事業費補助金の国と地方の負担割合が具体的に示されましたので、今回の補正予算で対応したところでございます。また、後ほど県補助金のところでも説明させていただきます。

次に、同項、目5・土木費国庫補助金で412万5000円を計上しておりますが、これは道路ストック点検事業で、市道62路線の路面等の点検調査を行う道路路面性状調査に係る補助金です。

引き続き、9ページをお願いします。

款15・県支出金、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金で5415万9000円を計上しておりますが、まず、地域づくり夢チャレンジ推進補助金154万6000円は、八代魅力発信チャレンジ事業として、福岡県内で八代市の広告をラッピングした車両を走らせ、本市の地域ブランドの認知度向上を図るものです。次の携帯電話等エリア整備事業費補助金5261万3000円は、先ほど総務費分担金のところでも申し上げたところですが、携帯電話基地局3カ所の施設整備等に伴う補助金でございます。

同項、目2・民生費県補助金、節1・社会福祉費補助金で322万円計上しておりますが、これは地域包括ケアシステム体制づくりに向けて、県南地域のモデル地区として取り組むための在宅医療介護連携推進モデル事業補助金です。同項、同日、節2・児童福祉費補助金で1969万7000円を計上しておりますが、その主な内容は2つありまして、1点目として、先ほど民生費国庫支出金の説明で申し上げました歳入の組み替えによる増減分、2点目として、私立保育所の施設整備のための補助金でございます。まず1点目、歳入の組み替えに伴うものとして、減額分として、子育て支援強化事業費補助金の3635万5000円及び保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の7756万5000円がでございます。そして、それにかわる財源、新たな歳入として2番目記載の保育緊急確保事業費補助金3919万6000円を計上いたしております。2点目、私立保育所の施設整備に係るものとして、熊本県安心こども基金特別対策事業補助金9442万1000円でございます。これは井揚町の杉の実保育園の園舎改築及び坂本町の真愛保育園の屋根改修のための補助金です。

同項、目3・衛生費県補助金、節1・保健衛

生費補助金で359万7000円を減額補正しておりますが、このこんには赤ちゃん事業等補助金も、先ほどから申し上げております保育緊急確保事業費補助金に関連する歳入の組み替えによる減額でございます。

なお、このような歳入の組み替えによる増減の結果といたしまして、補助金が約1100万円増額し、子育て支援関連予算が確保される適切な地方財政措置が講じられております。

次に、同項、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で6億1279万1000円を計上しておりますが、その内訳は八代地域農業協同組合及び農事組合法人八協連の低コスト耐候性ハウス導入に対する強い農業づくり交付金事業補助金5億9016万2000円及び人・農地プランに位置づけられた中心経営体等が融資を受け、農業用機械等を導入する際、その融資残について補助するなどの経営体育成支援事業補助金1555万4000円、並びに金剛地区堆肥散布機械利用組合の堆肥散布機械の導入や八代地域農業協同組合のハウスの自動内張りカーテンなどの導入に対する、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金707万5000円でございます。次に、同項、同目、節2・林業費補助金で6120万4000円を計上しております。その中で、まず市町村等再生可能エネルギー等導入促進事業補助金5820万4000円は、さかもと温泉センタークレオンに、木質バイオマスボイラーと太陽光パネル及び蓄電池を設置するものでございます。木の駅プロジェクト推進事業補助金300万円は、八代市木質バイオマス利活用計画の実行に向けて、その具体的な取り組みなどについて協議を行う木質バイオマス利活用推進協議会に対する補助金でございます。

次に、同項、目5・商工費県補助金、節1・商工費補助金の423万1000円は、緊急雇用創出基金事業補助金でございまして、これに

より、八代市シルバー人材センターが高齢者地域就業促進事業に取り組んで、就業開拓員を1名雇用し、事業を実施するものでございます。

次に、同項、目8・教育費県補助金、節4・中学校費補助金で10万円計上しておりますが、これは防災教育研究推進校として、県の指定を受けた坂本中学校に対する県指定研究推進校補助金でございます。

次に、10ページをお願いします。

款15・県支出金、項3・委託金、目1・総務費委託金、節1・総務管理費委託金で49万4000円を計上しておりますが、県から委託を受け実施するもので、いっそDEフェスタの講演会の開催などに要する経費に対する人権啓発活動委託事業委託金でございます。

次に、同項、目6・教育費委託金、節1・小学校費委託金で60万円を計上しております。これは、千丁小学校で実施します道徳教育用郷土資料「熊本の心」活用事業委託金でございます。

次に、款20・諸収入、項4、目5、節8・雑入で1699万8000円を計上しております。まず、自治総合センターコミュニティ助成事業助成金570万円でございますが、内訳は、日奈久住民自治会の活動備品購入に210万円、子どものマチ“ミニやっちょろ！”2014の開催経費に110万円、鏡町内田区自治会で管理する我宝丸太鼓や衣装の整備に要する経費250万円となっております。また、熊本県PTA教育振興財団助成金の10万円と熊本県学校保健会助成金の10万円は、先ほど9ページの教育費県補助金のところで述べましたが、防災教育研究推進校となる坂本中学校に対するものでございます。次の土地改良施設維持管理適正化事業交付金855万円は、北新地排水機場消音器の整備工事に係る土地改良事業団体連合会からの交付金です。農地中間管理機構委託金254万8000円は、農地中間管理機構として指

定された熊本県農業公社からの委託を受けて、農用地の貸し付け及び借り入れの相談や掘り起こし、借り受け者の選定などを行う農地中間管理事業に取り組むための委託金でございます。

次の、款21・市債、項1・市債、目1・総務費、節1……（「総務債」と呼ぶ者あり）失礼しました。目1・総務債、節1・総務管理債1750万円の携帯電話等エリア整備事業及び目5・消防費、節1……（「消防債」と呼ぶ者あり）消防債、節1・消防債2億3700万円の広域デジタル化整備事業、並びに目6・教育債、節1・小学校債で、松高小学校校舎増築事業に760万円、小学校施設整備事業に1240万円を計上しておりますが、これらの内容は先ほども説明いたしました4ページの第2表、地方債補正と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

以上、今回補正の歳入総額12億2624万2000円の説明といたします。

続きまして、歳出を説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目5・企画費で210万円を計上しております。これは、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業採択を受け、補正するものでございまして、日奈久住民自治会の活動備品として、地域のイベント使用に対応できるスピーカーやミキサー、ワイヤレスマイク、デッキなどの音響機材を購入する経費に対し、助成するものでございます。なお、特定財源としまして、同額の助成金が参ります。

次に、同項、目6・情報推進費で7929万8000円計上しておりますが、携帯電話等エリア整備事業による携帯電話基地局の施設整備等に係る経費でございます。今回は、坂本町の枳之俣、市ノ俣、横様の3地区の整備を行い、携帯電話不感地区の解消を図ります。なお、特定財源には、県補助金、市債、分担金を計上し

ております。

次に、同項、目8・人権啓発費で49万4000円を計上しております。——あっ、違った。（「あってるよ」と呼ぶ者あり）失礼しました。49万4000円を計上いたしております。男女共同参画啓発事業は、法務省の人権啓発活動地方委託事業について、県から市への再委託の申し入れを受け、補正するものでございます。これは、八代みらいネットに実施を委託しています、いっそDEフェスタの内容充実を図るための開催周知チラシ作成や講師依頼などに伴う委託料でございます。なお、特定財源としまして、県から委託金が参ります。

以上、平成26年度八代市一般会計補正予算・第2号の歳入全体と歳出の総務費の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（橋本幸一君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 携帯電話等のエリア整備事業が、今回、坂本で3地区されるということでございますが、従来、昨年やったですか、泉町の整備もあったわけですが、この事業名ってというのは、同じような事業で今回捉えておられるのか。

それと、今後の整備計画というのはどうふうになっておるのか、あわせて。

○情報政策課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、松村情報政策課長。

○情報政策課長（松村 浩君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）情報政策課、松村でございます。

ただいまの御質問でございますけど、まず事

業名につきましては、以前から行っている事業と内容的には全く変わっておりません。ですので、基本的には市のほうが事業を実施する場合に携帯事業者の同意を得たならば、その携帯会社さんところで、整備した後は管理をしていただくというフォームになっております。

今後の整備の予定でございますけれども、現在、不感地区でいいのですが、八代市で把握してるだけで現在、今回の整備を除きますと8地区がございます。この8地区につきましては、坂本町が1カ所で袈裟堂地区、東陽町が2地区ございまして、美生地区と座連地区、泉町が4地区、上樅木と小原と南川内と保口の4地区、それとあと二見赤松町の一部が今回ちょっと新たに出てきたところございまして、この8カ所の整備につきましては、一応県を通しまして、国のほうにも、こういった箇所があるよという情報のほうは伝えてあります。これに基づきまして、携帯事業者のほうの参入があると、そちらのほうとの参入で同意が得られた場合に補助金を使つての整備ができるというふうになっております。

それで、来年、平成27年度でございますけれども、NTTドコモさんのほうから、坂本町の袈裟堂地区につきましては一応整備をしてもいいというふうな同意がございましたので、今回27年度事業としての要望のほうを上げているところでございます。今後の、残る7地区につきましては、携帯事業者の参入等を促しながらの計画になるかと思っておりますので、年次計画というのは特に現在のところは立ててはおりません。

以上でございます。

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。

○委員（橋本幸一君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 先般、泉の山林火災のときですね、あのときやっぱり携帯の効力といいますか、非常にやっぱり助かったなという思い

があるわけですね。ぜひ前倒しでもいいですから、やっぱりその辺の不感地域の携帯整備をぜひとも、これはもうお願いですけど。意見です。

○委員長（福嶋安徳君） はい。ほかにありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） はい。広域行政事務組合負担金事業の無線のデジタル化の件なんです、これ2億4900万、約ですね、の補正ということになっておりますが、この補正につきまして、国庫補助金の説明の、ちょっと全体のはですね、金額の説明等をしていただいでよろしいでしょうか。とれなかったっていうのを。

○委員長（福嶋安徳君） あっ、中山委員、それは後で。

○委員（中山諭扶哉君） あっ、そうですか。済みません。

○委員長（福嶋安徳君） 後の部分で説明していただきます。

ほかにございませんか。

○委員（上村哲三君） はい、委員長、よかですか、一つ。

○委員長（福嶋安徳君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） 9ページのはですね、地域づくり夢チャレンジ推進補助金事業、福岡市のほうで八代市の広告ラッピングということですが、具体的にはバスですか、電車ですか。電車ちゅうても、福岡は今、地下鉄になつてると言うんですね、ほとんどね。バスなのか、それとも路線バスなのか、どうなのか。それと、今後の計画はどうなのかということまでですね。どのあたりの効果を期待できるかまで、よかつたら聞かせてください。

○総務部次長（岩本博文君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、岩本総務部次長。

○総務部次長（岩本博文君） はい。ラッピン

グ車両につきましては、軽車両3台を福岡県内で走らせるという計画でございます。

○委員（上村哲三君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。これね、県支出金で10分の10の予算で154万6000円ですよね。軽車両3台でどれぐらいの期間とか、そういうのはっきりしてますか。

○総務部次長（岩本博文君） 委員長、はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、岩本総務部次長。

○総務部次長（岩本博文君） はい。期間は、一応計画では3カ月ということで、予算見積もりが出ております。

○委員長（福嶋安徳君） 上村委員、——何かありますか。（総務部次長岩本博文君「いや、よろしいです。済みません」と呼ぶ）上村委員、これは商工の部分に関係ありますから。

○委員（上村哲三君） いや、でもちょっと聞いとかぬばいかぬやったけんが。はい、よかです。詳しく後で聞きます。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。

○委員（矢本善彦君） いいですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） これは、民生費にかかわるんですけども、保育緊急確保事業費補助金、これは児童クラブの延長保育ということで、大体今27カ所ぐらいあるのかな、市内に。そのうちの18クラブと聞いておりますけども、児童数は何名ぐらいおられるか、ちょっとお尋ねいたします。園児数。

○委員長（福嶋安徳君） どなたか、わかりますか。（委員矢本善彦君「わからぬば、後でよかよ」と呼ぶ）

○総務部次長（岩本博文君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、岩本総務部次長。

○総務部次長（岩本博文君） 手元の資料で児

童数までございません。（委員矢本善彦君「はい、わかりました。はい、いいです」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようでございます。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 以上で歳入等及び歳出の第2款・総務費について終了いたします。

一応小会します。

（午前10時30分 小会）

（午前10時31分 本会）

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

引き続き、第8款・消防費について、市民協働部から説明願います。

○市民協働部長（池田孝則君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、池田市民協働部長。

○市民協働部長（池田孝則君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民協働部の池田です。どうかよろしく願いいたします。

それでは、八代市一般会計補正予算・第2号のうち、市民協働部が所管をいたしております第8款・消防費について、堀次長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○市民協働部次長（堀 泰彦君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、堀市民協働部次長。

○市民協働部次長（堀 泰彦君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民協働部の堀でございます。よ

ろしく願います。

それでは、座らせていただき、説明を続けさせていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） はい、どうぞ。

○市民協働部次長（堀 泰彦君） それでは、議案第54号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第2号の市民協働部が所管いたしますうち、第8款・消防費について説明させていただきます。

補正予算書の3ページをお願いいたします。

歳出の款の8・消防費、項の1・消防費に2億4943万9000円を追加し、補正後の予算額は28億1209万8000円となっております。

次に、歳出になります。

補正予算書の15ページをお願いいたします。中段の表でございます。

歳出の款の8の消防費、項の1の消防費、目の1の常備消防費に2億4943万9000円を追加いたしております。財源としましては、特定財源の地方債としまして、合併特例債事業債2億3700万円を予定し、残りの1243万9000円を一般財源といたしております。節の欄でございますが、節の19・負担金補助及び交付金に補正全額を充てまして、八代広域行政事務組合負担金、八代市負担分としております。

それでは、当初予算におきまして説明いたしておりました内容とあわせまして今回補正となりました経緯を簡単に説明させていただきます。

そもそも本事業は、電波法等の一部改正により、平成28年5月31日までに消防救急無線と消防指令センターのデジタル化を行い、あわせまして、本市と氷川町での受令機、すなわち無線を受ける受信機についてのデジタル化を八代広域消防本部におきまして行うものでございます。

本事業に必要となります八代広域消防本部の

総事業費9億6552万円の内訳は、消防救急無線デジタル化事業に5億8644万円、高機能消防指令センター整備事業に3億7908万円でございます。当初予算計上時点におきましては、そのうち八代市に5億6975万6000円、氷川町の負担としましては1億1134万1000円の負担を求められ、総事業費から各市町の負担金を控除した残額となります2億8442万3000円につきましては、八代広域消防本部におきまして、国の緊急消防援助隊設備整備費補助金1億8514万3000円と消防防災施設整備費補助金9928万円につきましては、補助要望を提出されていたところでございます。

しかしながら、本年4月4日に県の総務部消防保安課から八代広域消防本部に対しまして補助不採択との通知がございましたため、改めまして、その補助金分2億8442万3000円の負担を両市町に対しまして求められ、そのうち本市負担分としましては、先ほど申し上げましたように、2億4943万9000円を、主に合併特例債事業債を用いまして、今回補正計上いたすものでございます。

以上、今回の市民協働部関係の一般会計補正予算につきまして、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福嶋安徳君） はい。以上の部分について質疑をいたします。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） はい。済みません、失礼しました。この国庫補助金の申請をされたときに、そもそもこれが採択されるというような予想でされたわけですかね。全体の額等も含めまして説明をしていただきたいと思います。

○防災安全課長（東坂 宰君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、東坂防災安全

課長。

○防災安全課長（東坂 宰君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）防災安全課の東坂でございます。

ただいま委員からの質問についてでございますが、まず、補助金を申請した段階でどのように考えていたのかということでございますけれども、まず、今回の国の補助金につきましては、確かに国が持っております——国が計上しております予算というのは大変少のうございました。片方につきましては4億円、片方につきましては16億円というような状況だったというふうに、私どもも広域からお聞きしております。

そういった中ですけれども、まず、広域におかれましては、私たち八代市、それからもう一つの構成団体であります氷川町に対しまして、少しでもですね、持ち出しの支出が少ないようにということで、確かに補助金が採択される可能性というものは低かったのかもしれませんが、補助金の申請をなされております。

それから、この補助に關しての全体的な額でございますけれども、先ほど次長が述べましたように、総事業費につきましては9億6552万円ということでございますけれども、その内訳といたしまして、デジタル化に関するものが3億9456万4000円、それから受令機につきましても1億9187万6000円、高機能消防指令センターにつきましても3億7908万円というような状況でございます。デジタル化につきましては、補助率が2分の1、高機能消防指令センターにつきましても3分の1ということということでございました。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） はい、いいですか。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） はい。やはりですね、このマイナス要因がですね、もしこんな大きな

負担になりますので、マイナス要因があるときにはやはり最初、前回ですね、されたときに若干は説明をいただきましたかというふうに思います。いきなりっていうのがですね、来たもんですから、びっくりした次第でございました。ありがとうございました。

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） なければ、これより採決いたします。

議案第54号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会いたします。

（午前10時40分 小会）

（午前10時41分 本会）

◎議案第55号・専決処分の報告及びその承認について

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第55号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第13号に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部次長（岩本博文君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 岩本総務部次長。

○総務部次長（岩本博文君） はい。それでは、

引き続き座らせていただきまして、説明をさせていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） はい、どうぞ。

○総務部次長（岩本博文君） それでは、議案書の今度は1ページをお願いいたします。

議案第55号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、平成25年度八代市一般会計補正予算・第13号で、3月定例会後に起債の調整や剰余金を積み立てる必要などから、平成26年3月31日に専決処分を行ったものでございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で歳入歳出それぞれ5億円を追加し、補正後の総額を594億2018万7000円といたしております。また、第2条で地方債の補正をお願いしておりますが、その内容につきましては、7ページの表で説明いたします。

それでは、7ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございますが、それぞれの事業の起債額を変更いたしております。今回の起債調整の特徴としましては、国の平成24年度補正予算で措置されました地域の元気臨時交付金7億9794万2000円分を建設の単独事業に充当したことで、当初予算に充当しておりました起債額6億4840万円が不要となりました。つまり、借り入れをやめましたので、起債額を減額したというものでございます。これにより、借入金による将来の財政負担も少しは軽減されるものと考えております。

また、起債を減額した事業は、後年度、地方交付税措置が全くないものや、交付税措置の比率が低い事業を対象としたところでございます。一方、起債償還額の100%が、後年度、地方交付税で措置される臨時財政対策債につきましては、追加して借りることにいたしました。

それではまず、道路整備事業でございますが、

これは市内一円道路整備改良事業等及び橋梁改修事業でございます。補正後の限度額を2億7910万円としておりますので、4億5990万円を減額したことになりますが、ただいま説明いたしました地域の元気臨時交付金に減額分は振りかえております。つまり減額した金額と同額の財源は確保されているというふうに御理解いただければと思います。

以下、河川海岸整備事業から学校整備事業までの5つの事業につきましても、全て減額しておりますが、その対応は今申し上げましたとおり、財源を地域の元気臨時交付金に振りかえたものでございますので、以降の説明につきましては、簡潔に事業内容と減額の金額を申し上げて説明とさせていただきます。

では、河川海岸整備事業でございますが、これは市内一円河川改修事業で3150万円の減額でございます。

次に、都市下水路整備事業は、市内一円都市下水路整備事業で6300万円の減額でございます。

次の公園整備事業は、龍峯地区公園整備事業でございます。4340万円の減額でございます。

次の土地区画整理事業は、八千把地区土地区画整理事業で4470万円の減額でございます。

次の学校整備事業は、第七中学校体育館改築事業で590万円の減額でございます。

以上、減額した金額を合計いたしますと6億4840万円となります。

最後に、臨時財政対策債でございますが、これは1億6720万円増額して、限度額を24億2480万円といたしました。この臨時財政対策債は、地方一般財源の不足を補うために特例として発行される地方債であり、また起債償還額の100%が地方交付税で措置されますことから、限度額いっぱいを活用を図ったところでございます。

続きまして、歳入から説明いたします。

11ページの歳入をお願いいたします。

まず、款10、項1、目1、節1・地方交付税では1億8325万8000円を増額補正しております。これは、地方交付税が当初見込みより確保できましたので、今回の補正予算の一般財源として補正を行ったものでございます。

次に、款14・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で7億9794万2000円を計上しておりますが、これは平成24年度の国の緊急経済対策として措置された補正予算に伴う交付金でございます。その内容は、経済対策における公共事業の追加による地方公共団体の負担に配慮するとして、地方公共団体の負担額に応じて配分された地域の元気臨時交付金でございます。先ほど、地方債補正のところでも説明いたしました元気臨時交付金のことでございます。

次に、款21の市債でございますが、この説明につきましても、先ほどの7ページの第2表、地方債補正と重複いたしますので、省略させていただきます。

以上をもって歳入の説明といたします。

続きまして歳出を説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款5・農林水産業費及び款7・土木費並びに13ページの款9・教育費までは内容が関連しますので、一括して説明させていただきます。

これら3つの款の歳出補正につきましては、全て財源の組み替えによるものですから、予算額に変更はございません。

内容は、先ほど来、地方債の補正で説明したとおりでございますので、詳細は省略させていただきますが、ごらんいただいておりますように、歳出補正額は全てゼロ円で、ポイントは財源の調整でございます。それぞれに補正額の財源内訳が示されておりますとおり、地方債及び一般財源を減額し、減額した合計額にかわる財

源として、同額を国庫支出金に計上する内容になっております。

それでは、歳入の説明と重複しますが、財源調整した事業名を改めて申し上げます、ここでの説明とさせていただきます。

まず、款5・農林水産業費、項1・農業費、目8・農地費は土地改良事業に隣接する一般道路新設改良事業に関するものでございます。

次に、款7・土木費、項2・道路橋梁費、目3・道路新設改良費は市内一円道路改良事業に関するものです。

次に、同項、目5・橋梁新設改良費は、橋梁改修事業に関するものです。

次に、同款、項3・目1・河川費は、市内一円河川改修事業に関するものです。

引き続き13ページをお願いいたします。

同款、項5・都市計画費、目3・都市下水路費は市内一円都市下水路整備事業に関するものです。

同項、目4・公園費は、龍峯地区公園整備事業に関するものです。

同項、目5・区画整理費は、八千把地区土地区画整理事業に関するものです。

次に、款9・教育費、項3・中学校費、目3・学校建設費は、第七中学校体育館改築事業に関するものです。

以上、歳入の財源調整に係る歳出補正予算でございます。

次に、款12・諸支出金、項1・基金費、目3・市有施設整備基金費、節25・積立金で5億円の増額補正をしております。これは、平成25年度の決算収支で剰余金が見込まれましたことから、今後の環境センター建設などに多額の経費を有することが予想されますので、それらの財政負担軽減のために積み立てを行ったものでございます。

なお、5億円積み立て後の市有施設整備基金残高は約40億円でございます。

以上、専決処分いたしました平成25年度八代市一般会計補正予算・第13号の説明いたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、以上の部分について質疑いたします。

どなたかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） なければ、これより採決いたします。

議案第55号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第13号に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午前10時53分 小会）

（午前10時56分 本会）

◎議案第56号・専決処分の報告及びその承認について

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

次に、議案第56号・八代市市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部理事兼市民税課長（松本秀美君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 松本総務部理事兼市民税課長。

○総務部理事兼市民税課長（松本秀美君） おはようございます。（「おはようございます」

と呼ぶ者あり）市民税課の松本です。よろしくお願い申し上げます。座らせていただいて説明いたします。

○委員長（福嶋安徳君） はい、どうぞ。

○総務部理事兼市民税課長（松本秀美君） 議案書の15ページをお願いいたします。

議案第56号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

16ページが専決処分書であり、17ページから23ページまでが市税条例等の改正条文を載せております。主な改正内容につきまして、お手元に配付しております議案第56号関係資料に基づいて説明したいと思います。よろしいでしょうか。

専決の理由は、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、原則として平成26年4月1日から施行となりましたことから、八代市の市税条例においても必要な改正をいたしまして、専決処分を行ったものでございます。改正内容につきまして、資産税に関するものは浅田資産税課長が、市民税については私が説明いたします。

それでは、始めさせていただきます。

まず1点目としまして、法人市民税法人税割の税率の改正でございます。本市の場合、法人税額の14.7%を法人税割として均等割と合わせて納めていただいております。これを12.1%に、2.6%減額改定するものでございます。平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されますので、実質的には平成28年度分から影響が出てくるものと思われれます。改定差額の2.6%分は、地方法人税として全額を交付税特別会計に繰り入れて、交付税の原資とすると聞いております。

次に2点目としまして、軽自動車税の見直しでございます。平成27年度分から原動機付自転車などの二輪車や農耕用車両が改定となり、四輪車については原則として平成28年度分か

らの改定となります。また、今まで一律の税額であったものが、車両番号の指定を受けた年月によって3段階の税額に変更になります。詳細については、もう1枚別紙のほうを用意しております。軽自動車税の見直し（平成26年度税制改正案）というものでございます。

軽自動車税のうち、二輪車分については平成27年度分から、原動機付自転車の1000円と1200円が2000円となり、その他の二輪の車両は原則として現行の1.5倍の税額となります。また、小型特殊の農耕用は1600円が2400円。フォークリフトなどの小型特殊その他用は4700円が5900円に改定となります。三輪と四輪車につきましては、平成27年3月31日までに最初の新規登録をした車両は、現行どおりの税額で課税されます。また、平成27年4月1日以降の新規登録分は、常用自家用の7200円が1.5倍の1万8000円となり、貨物自家用を含めたその他分は、おおむね1.25倍の税額となります。そのほかに、初めて道路運送車両法の規定による車両番号の指定を受けた年月から起算して13年を超えた車両については重課税の対象となり、改定した額のおおむね2割増しの税額となります。これは平成28年度分からでございます。

簡単ですが、以上で私の説明を終わります。

○総務部理事兼資産税課長（浅田敏男君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、浅田総務部理事兼資産税課長。

○総務部理事兼資産税課長（浅田敏男君） はい。資産税課の浅田でございます。

条例の一部改正、資産税課分について説明をいたします。それでは、座っての説明をお許しいただきたいと思っております。

○委員長（福嶋安徳君） はい、どうぞ。

○総務部理事兼資産税課長（浅田敏男君） それでは、引き続き1枚物の総務委員会資料に基

づきまして、御説明をさせていただきます。

資料の裏面、2ページ目をごらんください。

2、資産税に関するもの、（1）償却資産の課税標準の特例割合について（附則第10条の2）でございます。八代市市税条例附則第10条の2は、償却資産の課税標準の特例によるものです。地方税法の改正により、課税標準の軽減割合を一定の範囲内で地方公共団体が自主的に判断し、条例で制定されることとされたことにより、これらの割合を定めるものでございます。

第1項から第3項までは、公共の危害防止のために設置された施設または設備に係るもので、第1項は汚水または廃液処理施設、第2項は大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設、第3項は土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設がそれぞれの対象となりますが、地方税法に規定されていた改正前と同じ割合としたものでございます。

次に、第5項及び第6項は新たに追加されたもので、いずれも平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得されたものにつきまして、第5項は、水防法に規定された浸水防止計画に基づきまして、地下街に設置された浸水防止用設備、第6項は、自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器がその対象でございます。それぞれ参酌すべき割合が示されていることから、その割合で定めたものでございます。

なお、それぞれの条項の追加により、第1項に規定されていた下水道除害施設の特例は、第4項へ繰り下げられておりますが、条文の内容に変更はございません。

続きまして、2ページ目の中段（2）は、附則を追加するものでございます。附則第10条の3第9項に規定する内容は、耐震診断などが義務づけられました大規模建築物等につきまして、耐震改修が行われた場合に対象建築物の税

額を2分の1に減額することになったものでございます。地方税法の改正に伴う固定資産税の減額をするための申告の義務及びその提出書類につきまして、定めたものでございます。

以上、今回の改正は、地方税法の改正に伴うものでございます。

以上で資産税課関係分の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

何かありませんか。ないようでしたら、いいですかね

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） はい。ないようでございます。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） なければ、これより採決いたします。

議案第56号・八代市市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

小会します。

（午前11時04分 小会）

（午前11時05分 本会）

◎議案第58号・公有水面埋立免許に対する意見を述べることについて

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

次に、議案第58号・公有水面埋立免許に対する意見を述べることについてを議題とし、説明を求めます。

○土木建設課長（松本浩二君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 松本土木建設課長。

○土木建設課長（松本浩二君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）土木建設課長の松本でございます。

議案第58号・公有水面埋立免許に対する意見を述べることについて御説明いたします。座って説明させていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） はい、どうぞ。

○土木建設課長（松本浩二君） この議案は、一般県道二見田浦線の拡幅整備に伴い、主に道路用地として海岸を埋め立てる必要がありますことから、公有水面埋立法に基づき、熊本県知事より八代市長の意見を求められるているものです。

これからの説明には、議案とあわせまして事前に配付させていただいておりますA4のカラーの両面のほうを使いまして、説明をさせていただきます。でございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議案内容の説明の前に、公有水面埋立免許について簡単に説明をさせていただきます。

河川や海など公有の水面を埋め立てて土地を造成しようとする者は、都道府県知事の免許を受ける必要があることが、公有水面埋立法に規定されております。また、その免許を受けようとする者は、願書を都道府県知事に提出し、それを受けて、都道府県知事が地元市町村長の意見を徴することになっております。その意見は、同法第3条第4項に、市町村長は、意見を述べようとするときは、議会の議決を経ることを要すると規定されているものです。

したがいまして、今回の埋立計画に対します市長の意見を県知事に述べるに際し、この議案の御審議をお願いするものでございます。

配付資料の表面、この地図が描いてあるほう、ごらんください。

続きまして、対象となる埋め立てが必要になった理由及び埋め立ての動機を御説明いたしま

す。

先ほども申し上げましたが、この埋め立ては、県道の拡幅改良に伴いまして、地形的な要因等から海岸部を埋め立てて道路敷地等にする必要が生じたため、公有水面埋立申請を行うに至ったものです。

今回の整備は、八代市二見洲口町の国道3号を起点とし、芦北町田浦の国道3号に至る一般県道二見田浦線が、普通自動車の通行ができないような狭い区間が多いことから、平成14年度から芦北町管内の道路改良工事が進められ、平成24年度までに芦北町井牟田地区から八代方面へ約1.8キロメートルが完成しております。今回、未改良となっております八代市管内を含む約1.4キロの整備が計画されましたが、山側が切り立っているなどの地形的な要因と現県道と並走する肥薩おれんじ鉄道との関係から、海側に道路用地を確保するために公有水面の埋め立てが必要になったもので、公有水面埋立法に基づき、八代市区間の約900メートルにつきまして、八代市長の意見を求められているものです。

この表の資料の八代市区間の現況写真が右上になっております。最小幅員が1.8メートルと、軽自動車の通行が精いっぱい離合もできないような状況でございます。また、第1期で完了した芦北町井牟田地区の写真が左下のほうに載っております。

今回の整備方法といたしましては、標準断面図にもありますが、まず、直立の消波ブロックを使った道路の護岸をつくりまして、埋立区域と外海を遮断し、その後、土砂投入により埋め立てを行います。完成形としましては、おおむね芦北町の施工後と同様なイメージとなります。

次に、議案の内容につきまして御説明を申し上げます。

議案書29ページをお願いいたします。

1番、公有水面埋立予定区域の位置につつま

しては、2工区が八代市二見洲口町字トヤノ脇871の2から字明神田977の2地先公有水面まで、3工区が八代市二見洲口町字明神田977の2から1061の2及びこれらの区域に介在する道路、水路地先公有水面までの区間です。

2番、公有水面埋立予定区域の面積は、2工区が1万3787.68平方メートル、3工区が1万528.05平方メートルです。

続きまして、資料のこの裏面のほう、平面図が描いてあるほうをお願いいたします。

ただいま申し上げました2工区と3工区の区分でございますが、埋立願書上、今回の県道整備事業に伴う埋立区域が、芦北町管内と八代市管内にまたがっておりますことから、芦北町管内を1工区、八代市管内のうち芦北町管内に接する一般公共海岸区域を2工区、そして、漁港区域を3工区となっております。八代市管内合計で2万4315.73平方メートルでございます。

次に、3番の公有水面埋立予定区域の用途は、道路用地及び緑地用地です。八代市管内の内訳としましては、県道敷地が1万7173.93平方メートルで、残りにつきましては二見洲口町の船津集落西側で湾曲する県道と現陸地に囲まれた区域で、緊急車両が進入可能な市管理道路敷地1124.01平方メートルと多目的に利用できる緑地6017.79平方メートルとなっております。

続きまして、議案書30ページをお願いいたします。

4番、出願人は、県道の道路管理者であります熊本県知事と、二見洲口町の船津集落西側の埋め立てによって発生します緑地及び道路を管理する八代市長の併願の形になっております。

最後に、埋立免許に対します意見といたしましては、この埋め立てを伴う整備ルートが現県道と並走している肥薩おれんじ鉄道の軌道及び

踏切との構造基準を満足し、東側の切り立った山を大きく切り込む必要がないことで、地形や環境に与える影響が少なく、経済的、期間的な観点からも、現在の埋め立てによるルート計画が最適と考えられること。また、この埋め立ては、県道二見田浦線の移設用地造成を目的としており、この道路整備で普通自動車の通行不能区間が解消され、高潮等の災害を回避できる護岸と幅員のとれた道路整備であり、地域への貢献が大であること。以上の理由から、熊本県知事に対して、公有水面埋立免許に対し異議がないと回答したいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福岡安徳君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福岡安徳君） はい。ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福岡安徳君） なければ、これより採決いたします。

議案第58号・公有水面埋立免許に対する意見を述べることについては、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福岡安徳君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

小会します。

（午前11時14分 小会）

（午前11時15分 本会）

◎議案第59号・公有水面埋立地の用途変更に対する意見を述べることについて

○委員長（福岡安徳君） 本会に戻します。

次に、議案第59号・公有水面埋立地の用途

変更に対する意見を述べることについてを議題とし、説明を求めます。

○国際港湾振興課長（桑原真澄君） 委員長。

○委員長（福岡安徳君） 桑原国際港湾振興課長。

○国際港湾振興課長（桑原真澄君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）国際港湾振興課の桑原でございます。大変お世話になります。座らせていただいて説明をさせていただければと、よろしいでしょうか。

○委員長（福岡安徳君） はい、どうぞ。

○国際港湾振興課長（桑原真澄君） 議案第59号・公有水面埋立地の用途変更に対する意見を述べることについてでございますが、今般、本市に対しまして、熊本県知事から、公有水面埋立地の用途変更に対し意見を求められております。

議案書の33ページでございます。お世話になります。

一番下段の提案理由のところでございますとおり、市長が意見を述べるには、公有水面埋立法第13条の2第2項の規定におきまして準用する同法第3条第4項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案したものでございます。

34ページの図面も御参照いただきながらお聞きをいただければと存じますが、当該地につきましては、中段に書いてございますが、位置といたしまして、八代市港町273番、274番、275番及び276番の地先の公有水面でございます。

面積といたしまして43万8000平方メートル強、43.8ヘクタールでございます。

その内訳となります用途でございますが、変更前の欄をごらんいただければと存じますが、公園緑地用地、これが大部分を占めますけれども、これが37.6ヘクタールございます。それから、水産関連用地、これが3.2ヘクター

ルでございます。それから、道路用地、これが3.0ヘクタールとなっております。このうち、水産関連用地を環境センターの立地計画に対応し、土地の有効利用を図ることを目的に、都市機能用地に変更するものでございます。

2の意見でございますが、このことにつきまして、異議がない旨を述べるものでございます。

何とぞよろしく御審議のほどをお願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長（福嶋安徳君） 以上の部分について質疑を行います。

○委員（橋本幸一君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 大体スケジュールとして出てくるのはそろそろかなと思ってたんですが、もう一方で国土交通省の部分については今後どうなっていくんですか。

○国際港湾振興課長（桑原真澄君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 桑原国際港湾振興課長。

○国際港湾振興課長（桑原真澄君） はい。鋭意、今、環境部のほうで調整をされているところだと思いますけれども、今回御提案している部分が国の施行部分でございまして……

○委員（橋本幸一君） 今の地図、——委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） この地図から右手のほうに国交省の分が実際はあるわけですね。（国際港湾振興課長桑原真澄君「はい。今回御提案しております43.8ヘクタールが国施工部分でございます、全体が」と呼ぶ）全体、これは国交省分も入ってるんですか。（国際港湾振興課長桑原真澄君「はい。国のほうで施工していただいた第2工区部分で、大部分が、大きいところが公園緑地用地で、今回環境センター用地と予定をしておりますところが変更に係る区分で、これが水産関連用地で3.2ヘクタール、

これについて都市機能用地ということで変更した上で、市のほうに売却の手続に入っていくということでございます」と呼ぶ)

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） それじゃ、今後、国交省分についてはもう全然関係ない、入ってこないという事ですね。（国際港湾振興課長桑原真澄君「国土交通省」と呼ぶ）国土交通省。

○委員長（福嶋安徳君） 桑原課長、挙手をお願いします。

○国際港湾振興課長（桑原真澄君） はい。それにつきましては、国のほうとの……（委員橋本幸一君「この後」と呼ぶ）はい。調整あたりで……（委員橋本幸一君「出てくるわけですか」と呼ぶ）はい。（委員橋本幸一君「わかりました。はい、いいです」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） これより採決いたします。

議案第59号・公有水面埋立地の用途変更に対する意見を述べることについては、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

小会します。

（午前11時20分 小会）

（午前11時21分 本会）

◎議案第60号・八代市移動通信用鉄塔条例の一部改正について

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第60号・八代市移動通信用鉄塔条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○情報政策課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 松村情報政策課長。

○情報政策課長（松村 浩君） はい。情報政策課、松村でございます。座らせていただき、御説明申し上げます。

○委員長（福嶋安徳君） はい、どうぞ。

○情報政策課長（松村 浩君） はい。議案書の35ページをお願いします。

議案第60号・八代市移動通信用鉄塔条例の一部改正について御説明します。

昨年度からの繰越事業で行っております移動通信用鉄塔2カ所の整備が7月末をもって完了予定となりますことから、供用開始を行うに当たり、条例の改正が必要であることから御提案するものでございます。

裏面が改正条文となりますが、こちらのほうではわかりづらいので、別にお配りをしております資料、右肩のほうに議案第60号関係資料という1枚物のA4の紙をお渡ししておりますが、ございますでしょうか。裏面が地図になっています。表が新旧対照表で裏面が図面が……

○委員長（福嶋安徳君） はい、ありました。

○情報政策課長（松村 浩君） ありますですか。はい。

それでは、新旧対照はこちらのほうで御説明申し上げます。これ新旧対照表でございますが、左側が改正案となっております。赤字で記載をしております2カ所が、今回新たに設置します鉄塔施設でございます。1つが、八代市坂本町鮎埴い2724番地、もう一つが八代市泉町仁田尾49番地でございます。裏面のほうをごらんいただきますと、地図のほうをつけております。

今回、供用開始を行う予定にしております2

カ所が、赤で印をつけております。右上にありますのが泉の水梨地区と、ちょうど中央より下になりますのが坂本の日光地区というところになります。

参考までですが、先ほど補正予算のほうでお願いしました坂本町の3カ所につきましては、この黄色で印をつけておりますのが、今回の補正予算でお願いしたところでございます。また、平成27年度に予定をいたしておりますのが緑色の袈裟堂の場所でございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） 以上の部分について質疑を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） これより、採決いたします。

議案第60号・八代市移動通信用鉄塔条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午前11時24分 小会）

（午前11時25分 本会）

◎議案第61号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正について

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

次に、議案第61号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題とし、説明を

求めます。

○選挙管理委員会事務局長（公平委員会事務局長併任）（中川勝俊君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 中川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（公平委員会事務局長併任）（中川勝俊君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）選挙管理委員会事務局長の中川です。よろしく申し上げます。着席にて説明させていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） はい、どうぞ。

○選挙管理委員会事務局長（公平委員会事務局長併任）（中川勝俊君） 議案書37ページから38ページになります。

議案第61号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正について、配付させていただいております資料に基づいて御説明いたします。

提案理由は、公職選挙法の改正に伴い、不在者投票指定施設における外部投票立会人の報酬を規定するに当たり、条例改正が必要であることによるものです。

外部投票立会人制度は、不在者投票ができる施設として、都道府県選挙管理委員会が認めた病院、施設等におきまして、入院、入所中の有権者が施設内で投票を行う際に、当該施設と関係のない第三者を投票立会人として選任する制度でございます。

この制度は、国において、昨年6月30日より施行されました成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法の一部を改正する法律の中に、不在者投票における公正確保のための努力義務の規定が設けられ、公職選挙法に、施設等の不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせることもその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないと定めております。

そこで、本市におきましては、本年3月に、

外部投票立会人の選定を受けることが可能な人の名簿を作成し、65人登載しました。この外部投票立会人の報酬額ですが、金額は、選挙時の選挙長、投票管理者及び投票立会人等の職と同様、国の定める基準内において市長の定める額といたしております。実際の額は1日につき1万700円になります。ただし、従事した時間に相応した額になり、1時間当たり1258円になります。

外部投票立会人事務の流れは、資料の4ページに記載していますようになります。

概要を申しますと、不在者投票施設の不在者投票管理者から、外部投票立会人制度を活用したい旨の依頼がありましたら、名簿の中から外部投票立会人を選挙管理委員会で選定し、選任は不在者投票施設管理者が行うことになります。そして、選任された外部投票立会人は、不在者投票が行われる際に立ち会っていただきます。不在者投票後、不在者投票管理者は、選挙管理委員会へ実績報告書を提出し、この報告書に基づいて選挙管理委員会から報酬を支払うという流れになります。

本市における不在者投票のできる指定施設は、資料の5ページに記載しています24カ所でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福嶋安徳君） 以上の部分について質疑を行います。

ありませんか。

○委員（矢本善彦君） ちょっといいですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） この選挙のときに、公民館でよく投票しますですね。そうすると、市の職員のOBの方を今度雇われるでしょう、65人というのは。当日の選挙投票のときに。

○選挙管理委員会事務局長（公平委員会事務局長併任）（中川勝俊君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、中川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（公平委員会事務局長併任）（中川勝俊君） はい。名簿に登載の方は、内容を申しますと、明るい選挙推進協議会委員の方、この中の方には市政協力員の方もいらっしゃると思います。と、選挙管理委員会委員と選挙管理委員会の補充委員と公平委員会委員と職員の間、OB、OGの方。

今、委員がおっしゃいました当日との兼ね合いですけど、この不在者投票ができるのは、公示または告示日の翌日から投票日の前日までです。投票日とは重複はいたしません。

○委員長（福嶋安徳君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 投票日のときですね、よかったらね、以前みたいに市の職員の方をですね、やっぱり受付からずっとおんなってしょう、投票日。そのときに、やっぱり市の職員の方が少ないような感じしたもんだからね。やっぱり顔の見える、あれしてもらったほうがいいかなと思って。昔は市の職員がほとんどしよったでしょう。

○選挙管理委員会事務局長（公平委員会事務局長併任）（中川勝俊君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、中川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（公平委員会事務局長併任）（中川勝俊君） それは当日の投票事務ですね。（委員矢本善彦君「当日、そう当日」と呼ぶ）そこに関しましては昨今、職員数も減ってきてますし、また啓発の意味も含めて、一般の方の事務従事の方をお願いしとります。そういう流れで、職員が減ってるという状況でございます。（委員矢本善彦君「なるだけならね、地元の方がいいかなと思ったんだけど。はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） これより、採決いたします。

議案第61号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午前11時31分 小会）

（午前11時35分 本会）

◎陳情第3号・八代地域人権オンブズパーソン制度休止問題について

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送や持参にて届いております要望書については、写しをお手元に配付いたしておりますので、御一読いただきたいと存じます。

それでは、審査に入ります。

当委員会に付託となっておりますのは、新規の陳情1件と継続審査の請願2件です。

まず、新規付託分について審査いたします。

それでは、陳情第3号・八代地域人権オンブズパーソン制度休止問題についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりであります。念のため、書記に朗読させます。

○書記（寺原哲也君） （書記、朗読）

○委員長（福嶋安徳君） 本陳情について、質疑、御意見等はありませんか。

○委員（島田一巳君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、島田委員。

○委員（島田一巳君） はい。陳情者の中川さん、そこにおいでですので、お話を聞きたいと思いますが、委員長、どうでしょうか。

○委員長（福嶋安徳君） まず、その件につきましては、後ほど伺います。

○委員（上村哲三君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） この件についてはですね、ここに陳情内容にもありますが、ちょっと経過が3カ月ほど、いろいろあってから、たつとるようでございます。私たち議会にしても、そんな詳しい内容を知りません、はっきり言ってですね。一般質問でここ2回ぐらい出ただけだろうと思います。よければ、執行部を呼んで、この間の経緯をちょっと説明して、今からの流れも、当然ここに1、2とありますが、この件がある程度話ができるのかなど、執行部のほうからと思いますので、ちょっと説明を聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（福嶋安徳君） はい。一応、小会いたします。

（午前11時40分 小会）

（午前11時40分 本会）

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

坂口人権政策課長。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）

（坂口孝幸君） はい。人権政策課長、坂口でございます。

これまでの人権オンブズパーソン制度についての経緯というお尋ねでございます。

八代地域では、平成11年5月に、旧八代市郡の行政及び教育委員会等によりまして、任意の協議会である八代地域人権教育のための推進会議が設立をされておきまして、八代地域の人権教育を推進してまいったところでございます。

その中で、同年10月に、人権啓発活動の指針となります人権教育推進に係る八代地域行動計画が策定されまして、本人権オンブズパーソン制度が、その中に盛り込まれたところでございます。そして、市町村合併後の平成23年に、八代市、氷川町、それから関係団体によりまして任意の協議会であります推進会議におきまして、本制度の具体案の検討を進め、平成24年4月1日に推進会議の附属機関として設置されたものでございます。

本制度は、推進会議会長より委嘱されたオンブズパーソン3名と、その補助として調査相談活動を行います調査相談専門員1名が配置され、活動を開始したものでございます。

そして、その職務でございますが、八代地域行動計画に基づいて推進会議が行う事業等の進捗状況の確認及び助言に関すること、人権侵害の救済に関すること、人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること、それから人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関することとなっております。

また、設置から2年間の活動状況でございますが、会議回数は平成24年度7回、25年度8回、それから取り扱いました人権案件が、オンブズパーソン会議で取り扱われたもの4件、それから、調査相談専門員で相談業務として相談案件を取り扱っているところでございます。

オンブズパーソン及び調査相談専門員は、ともに本年3月31日をもって任期満了となっております。本年3月議会でも、その後一旦立ちどまるということで、現在休止状態となっております。また、本年5月7日開催されました推進会議総会におきまして、制度の見直しを図ることが提案、承認をされたところでございます。

今後の取り組みといたしまして、本年3月議会においても答弁しているとおり、議会の御理解を得ながら、法律の専門家を交えて慎重に見

直しをしてまいりたいというふうを考えているところでございます。

また、本年、先ほど申し上げましたが、5月7日に開催されました推進会議総会におきましても、今後、弁護士等の法律の専門家も交えて慎重に見直し、検討を行うこと、ワーキングチームを立ち上げ、この制度の成果と課題を明らかにし、条例化も念頭に早期の再開を目指すということが承認をされておりますので、行政といたしましても、連携をとりながら検討を進めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（福嶋安徳君） はい、ありがとうございます。退席して結構でございます。

はい、島田委員。

○委員（島田一巳君） はい。先ほど申しましたけども、陳情者の中川さん、おいでですので、お話を聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 皆さん、いかがですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） じゃ、休憩いたします。

（午前11時45分 休憩）

（午前11時56分 開議）

○委員長（福嶋安徳君） 休憩前に引き続き、総務委員会を再開いたします。

ただいま発言者より発言をいただきましたけれども、本陳情に対する御意見等を伺います。

○委員（矢本善彦君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 委員長、よかったら担当課の坂口課長もちょっと入れてもろうて、聞いてもらったほうがいいかなと思って。この意見を。

○委員長（福嶋安徳君） ここは委員会でござ

いますので、執行部はもう呼びません。

○委員（矢本善彦君） いや、呼んでよかったろう。委員長が来てくれて言えば。

○委員長（福嶋安徳君） いや、もう議論はしません。（「ちょっと小会しよ」と呼ぶ者あり）はい、小会します。

（午前11時56分 小会）

（午前11時58分 本会）

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

質疑に入りましたので、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 今、中川前代表から話を聞きましたけども、今、坂口課長がおられまから聞きたいんですけど、代表の話によりますと、頼みに来てもろうて、もう廃止になったときにはおわびの一つもないというお話を聞きましたけど、それは本当ですかね。

○委員長（福嶋安徳君） 矢本委員、それは執行部との議論はしません。趣旨と違います。この陳情に対しての問題として、意見があるのならばいいですけども、執行部にはそれはできません。

○委員（矢本善彦君） だから、その廃止についての経緯を聞きたいんです。

○委員長（福嶋安徳君） いや、それもだめです。

○委員（矢本善彦君） 経緯はよかろう。

（「経緯はよか」「経緯は大丈夫」と呼ぶ者あり）経緯を。さっき言うたろばってん、まいつちよ言うてみて。

○委員長（福嶋安徳君） 坂口人権政策課長。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（坂口孝幸君） はい。発足の前の段階で、頼みに行政から行ったかということについては、こちらのほうでは詳細なことは存じ上げておりません。

それから、終わりに、任期満了に当たってのことですけれども、任期満了の前、3月25日

にオンブズパーソン会議が開かれておりまして、そのときに出席を私どもはいたしております。個人的には御慰労は申し上げたところでございます。

それから、5月7日の推進会議の総会の席上におきまして、会長である市長から、御慰労の言葉があったように記憶をしているところでございます。

○委員長（福嶋安徳君） はい。いいですか。

はい、中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） 作業の工程とスケジュールが明らかになってないということなんですけど、お話ありましたように、2年間で22名の方たちが質問を受けられとるわけですから、それについて、そのスケジュールを明らかにしないというのは市の姿勢としてはどのようにされるのか、ちょっともう一回お聞きしてよろしいですか。スケジュールを明らかにやっぱりされないというのは。

○委員長（福嶋安徳君） はい、坂口人権政策課長。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）

（坂口孝幸君） 今後の見直しのスケジュールにつきましては、八代市としての方針の決定をしていくということもありますし、推進会議の中で計画を諮っていただっていくところもあります。

いずれにしても、これから詳細について決めていきたいと思っております。

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。

ほかにはありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） 今、質問、意見ですか。意見でもよかったですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、どちらでも結構です。

はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。私たちは議会の中でこのオンブズパーソンについて検討して、

もんで、そしてこのような方向に行こうという、そういった話し合いをした覚えが全くないんですね。そういった意味から、議員は、このオンブズパーソン制度そのものに対してのですね、知識がほとんどないって言うてもいいと思います。ただ、市長のほうから、こういった方々に対する制度をつくりたいちゅう気持ちと、同時に予算化して報酬を上げたらどうかちゅう、そういった提案があったから、議員としては、やはり市長がそういった意気込みのあるならば、いいんじゃないかっていうことで、予算については賛成しております。

ただ、ここで誤解があってはいけないのがですね、議員が何もかもこのオンブズパーソンについて理解した上での予算をやったというふうに、承認したて思ってもらえばですね、非常に責任を感じらぬばいけなし、またそういった責任ある立場におりますけれども、そういった意味からはですね、やはり市長のこういった意見に対して賛成したいっていう気持ちの上での予算に対する賛成をしたということでありますので、私としてはですね、やっぱりこのオンブズパーソンと、名前もですね、実は知らないような状態で、今でもまだこの内容についてはよくわからない。ただ少し、いわゆる人権相談の一つの過程として、その組織があるなというふうなことを十分に感じておりますけれども、その内容については全く知らされていないというのがですね、議員の立場であります。

そういった意味からですね、もう少しこのオンブズパーソンについてのですね、どういったいきさつでできたか、あるいはこれからどういったことについて検討していかなければいかぬかちゅうとをですね、私たちも勉強せぬばいかぬと思うとですよ。だから、今、この場ですね、総務委員会で決定ということじゃなくてですね、できればですね、継続させていただいて、そして、もう少し総務委員会のほうで勉強させてい

ただきたいというのが私の意見です。

○委員長（福嶋安徳君） はい。ほかにござい  
ませんか。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 私は、3月の議会に予  
算を通したんだから、私はもう採択すべきと思  
いますけどね。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありません  
か。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） 私もですね、やっぱ  
再開を待っておられる、やっぱ市民の方たちが  
おりますので、これはもう、これについてはス  
ケジュールを明らかにしていただきたい。やる  
のかやらぬかを伝えてるんじゃなくて、作業工  
程とスケジュールを、とにかくいつごろ再開で  
きる見込みなのかとかいうのも知らせていただ  
きたいというのが趣旨だと思いますので、その  
採決をお願いしたいというふうに思います、私  
も。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありません  
か。

一旦、小会します。

（午後0時05分 小会）

（午後0時06分 本会）

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

ただいまのそれぞれ御意見を伺いました。そ  
れぞれ採決につきましては、継続と採択という  
両方に分かれましたが、まずは継続審査  
と採決が競合しますので、まず継続審査を求め  
る意見と採決を求める意見がありますので、ま  
ず継続審査についてお諮りいたします。

採決は、挙手により行いますが、挙手しない  
者は反対とみなします。

本陳情については、継続審査とするに賛成の

方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 可否同数であります。

よって、八代市議会委員会条例第17条第1  
項の規定により、委員長が本陳情を裁決いたし  
ます。

本陳情については、委員長は継続審査とする  
ことに裁決いたします。それだけ勉強させてく  
ださい。

よって、本件は継続審査とすることに決しま  
した。

小会いたします。

（午後0時07分 小会）

（午後0時12分 本会）

◎請願第1号・特定秘密保護法の廃止を求める  
意見書の提出方について

◎請願第2号・国会に特定秘密保護法廃止のた  
めの意見書提出を求めることについて

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

次に、継続審査となっております請願第1号  
・特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出  
方について、請願第2号・国会に特定秘密保護  
法廃止のための意見書提出を求めることにつ  
いては、関連がありますので、一括議題とし、採  
決については個々に行うことといたしますので、  
よろしく願いいたします。

本件について、質疑、御意見等はありません  
か。

○委員（島田一巳君） 済みません、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、島田委員。

○委員（島田一巳君） 請願第1号、2号は関  
連してはありますが、これは採択ちゅうことに、私  
望みますけども、いかがでしょうか。

○委員長（福嶋安徳君） はい。島田委員は採  
択として、御意見です。

ほかにはございませんか。

○委員（鈴木田幸一君） よかったですか、私。

○委員長（福嶋安徳君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） 国の対策、国の政策に対してですよ、例えば、強行採決して、それはどの政党がなってもやってきとることであるし、強行採決したから、どうかでことじゃないで、私は思うとですよ。

だから、そういった意味ではですね、やっぱし特定秘密保護法に対して市民の方は、いわゆる国全体として考えねばならぬことじゃあつとです、これは国会で決めるこっだけですね。そればですね、意見ばこっちから出すていうとに対しては、やっぱし八代市民の方の中でも、これに対して、これはもう当然あるべきものだという方もおられるし、ないほうがいいちゅう方もおられるわけだから、我々の、こういう国が決定したことに対して、我々市議団のほうから意見書を出すということに対してはですね、やっぱしこれから先のことも考えれば大きな問題が出てくって思うとですよ。

だから、こういった内容につきましてはですね、もう少しやっぱし検討する必要があると思う。だけん、そらどちらのほうからもですね、例えば、特定秘密保護法について賛成の方もおられる、反対の方もおられるというのが八代市民の方々の意見とするならば、この総務委員会でこれを意見書を出すていうことに対してはやっぱしもう少し検討させてもらいたいて、私は考えます。（「継続ちゅうこと」と呼ぶ者あり）だから、継続ちゅうことですね。

○委員長（福嶋安徳君） 継続という意見ですね、はい。

ほかに——中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） はい。施行が近づいてますので、出すにしろ、出さぬにしろ、ちょっと結論を出したほうがいいのかなど、私は少し思ったもんですから。採決をどうかなというふうに思った次第でございます。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） これは採択と継続と。ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようですね。

それでは、これより採決いたします。

請願第1号については、継続審査を求める意見と採決を求める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りいたします。

採決は、挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

請願第1号・特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出方については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 可否同数であります。

よって、八代市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本請願を裁決いたします。

本請願について、委員長は継続審査とすることに裁決いたします。

よって、本件は継続審査とすることに決しました。

○委員長（福嶋安徳君） それと、請願第2号については、継続審査を求める意見と採決を求める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りいたします。

採決は、挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

請願第2号・国会に特定秘密保護法廃止のための意見書提出を求めることについては、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 可否同数であります。

よって、八代市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本請願を裁決いたします。

本請願については、委員長は継続審査とすることに裁決いたします。

よって、本件は継続審査とすることに決しました。

小会いたします。

(午後0時18分 小会)

---

(午後0時19分 本会)

○委員長(福嶋安徳君) 本会に戻します。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

○委員長(福嶋安徳君) お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福嶋安徳君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

---

#### ◎所管事務調査

・行財政の運営に関する諸問題の調査

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長(福嶋安徳君) 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して2件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

---

・行財政の運営に関する諸問題の調査(八代市男女共同参画計画について)

○委員長(福嶋安徳君) それではまず、八代市男女共同参画計画についてをお願いいたします。

○人権政策課長(人権啓発センター所長兼務)(坂口孝幸君) 委員長。

○委員長(福嶋安徳君) 坂口人権政策課長。

○人権政策課長(人権啓発センター所長兼務)(坂口孝幸君) 市民協働部人権政策課長の坂口でございます。

八代市男女共同参画計画基本計画・後期実施計画、平成26年度から平成30年度版を策定いたしましたので、その概要について報告、説明をさせていただきます。着座にての説明をお許しください。

○委員長(福嶋安徳君) はい、どうぞ。

○人権政策課長(人権啓発センター所長兼務)

(坂口孝幸君) まず、本日の資料でございますが、八代市男女共同参画計画基本計画・後期実施計画(平成26年度～平成30年度)、その概要版というのを用意しております。及び、その説明資料としてA4版用紙1枚をお配りをしているところでございます。

概要版につきましては、本年4月号の市報とともに、市内全世帯に配布をしております。

それでは、八代市男女共同参画計画につきましては、資料の最初に、策定の目的ということで記載をしておりますが、1市2町3村の合併時に制定をされました八代市男女共同参画推進条例に基づきまして、全ての「ひと」男女が、社会的、文化的に形成された性別の概念にとらわれず、自分らしく個性と能力を十分に発揮し、喜びも責任も分かち合い、幸せな生活が送れる男女共同参画社会の実現を目指し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進するために、これまで市民意識調査の実施などを経まして、平成21年3月に平成30年度までの10年間の基本計画、それから平成25年度までの5カ年の実施計画が策定をされていたところでございます。

また、平成21年6月には、八代市男女共同参画都市宣言、概要版の一番後ろのほうに載っておりますが、これも議会議決をされていると

ころでございます。

以後、平成21年度から市民や事業者と協働で男女共同参画社会の実現と地域の活性化を目指しまして、計画を推進してまいりました。そのような中で、今回実施計画前期の5年を経まして、平成26年度からの後期5カ年の実施計画を取りまとめるに当たりまして、国・県の改定状況を初め、社会情勢の変化、再度実施いたしました男女共同参画に関する市民意識調査の結果や計画の進捗状況を踏まえまして、基本計画の期間、その中間での一部見直しと後期実施計画の策定を図ったものでございます。

その中で、例を挙げますと、国・県の改定状況としましては、男性、子供にとっての男女共同参画、貧困、高齢者、障害者、外国人、地域防災等の分野における男女共同参画の推進といったものが新設をされているところでございます。また、前回平成19年度と今回平成24年度の市民意識調査の結果を比較した場合、男は仕事、女は家庭などと性別で役割を決める考え方に賛成しない人の割合や夫からのDV、職場でのセクシュアルハラスメント、これらの人権問題と捉える人の割合というのを調べましたところ、依然横ばいとなっているなど一層の意識啓発強化が必要とされるような結果が見られているところでございます。

それでは、この計画の施策のですね、1枚開けていただきますと、体系が載っているところでございます。体系の表の中でですね、縦に見てもらうこととなりますが、基本的課題、それから施策の方向欄に記載してある事項が基本計画に当たる部分でございます。それから、施策の内容の欄に記載してある事項が実施計画に当たる部分でございます。それから、星印が幾つかついていると思いますが、星印のついているところが、先ほどの状況結果を踏まえまして、今回の見直しで追加したところでございます。

それでは、基本計画の部分でございますが、

基本計画の基本的課題2というところがあります。そこの(3)男性・子供にとっての男女共同参画の推進、ここが追加をしたところでございまして、それに伴う実施計画としましても、①、②ということで、男性・子供にとっての男女共同参画の意義の啓発、心と体の健康づくりへの支援と相談体制の充実というところを追加しております。

それから、施策の方向でいいますと、大きな4の(3)、男女共同参画の視点に立った地域活動の推進というところで、①男女共同参画の視点に立ったまちづくり、地域おこしを通じた地域活性化、②としまして、防災・復興・防犯活動等における男女共同参画の推進と、こういうところを新設をしております。

それ以外に施策の方向、いわゆる実施計画部分のみで追加をしている部分が幾つかありますが、大きな2の(4)のところの③、④、⑤でございます。これについては、③が外国人の自立支援と社会参画の促進、④が、これまでひとり親家庭ということだけの視点だったのに加えて、及び経済的困難に直面する人々というところを追加をしております。それから、⑤女性であることでさらに困難な状況に置かれている人々等についての理解を深める人権啓発の推進、これを追加をしたところでございます。

次に、今回の計画の策定に当たっての市民の意見反映ということでございますが、先ほども少し触れましたが、前回同様、事前に市民意識調査を実施をしております。調査期間は平成24年8月24日から9月11日、調査対象者は20歳以上の市民3000人を無作為抽出で、1131通回収してまいりまして、そのうち有効が1105通ということで分析を行ったところでございます。

また、男女共同参画審議会、これは男女共同参画推進条例に規定されております審議会ですが、大学教授を初めとする学識経験者や女性活

動家など12名の方々を市長が委嘱をしておりますが、平成24年度から25年度にかけて計7回の審議会を開催、審議をいただいているところでございます。また、パブリックコメントも実施いたしまして、パブリックコメントでは、防災に対して復興というような言葉の追加、それからストーカー行為、デートDVなどについての説明表記などについて意見をいただき、計画へ反映をさせてきたところでございます。

平成26年3月末に計画書を正式に交付しまして、その後は概要版を市内全世帯へ配布いたしますとともに、市のホームページへも完全版の掲載など周知を図っているところでございます。

以上、八代市男女共同参画計画基本計画・後期実施計画、平成26年度から平成30年度版の概要についての報告、説明とさせていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） はい。本件について、何か質疑、御意見等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 以上で八代市男女共同参画計画について終了します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

---

#### ・行財政の運営に関する諸問題の調査（EV・PHV用急速充電設備の設置について）

○委員長（福嶋安徳君） 次に、EV・PHV用急速充電設備の設置についてをお願いします。  
佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。こんにちは。財政課、佐藤でございます。座らせていただきまして、説明させていただきます。

まずもって、お手元に配付しておりますEV・PHV用急速充電設備の設置についての資料をごらんください。

用語の説明からいたしますと、下段のほうに

ありますけれども、EVは電気自動車のことで、PHVはプラグインハイブリッド自動車のことでございます。これは、熊本県EV・PHVタウン構想に基づく平成25年度の県の事業で、県では電気自動車の普及に向けまして、急速充電器を各地域振興局に1カ所程度ずつ整備しておりますして、平成25年度は八代地域が該当となったところでございます。

県内では、熊本港、道の駅清和文楽邑、道の駅旭志、司ロイヤルホテル、八代市役所本庁舎の5カ所に設置されます。本庁舎は、庁舎東側入り口の横のスペースで、ちょうど守衛室の前あたりになります。

なお、県では、プレスへの投げ込みを6月23日月曜日に予定しておりますして、内容は、7月1日火曜日の一斉稼働と、6月30日月曜日に熊本港でのイベント開催についてでございます。

費用負担についてでございますけれども、機器及び附帯設備設置費用は熊本県、電気使用料につきましては八代市の負担となっております。

運用方法としまして、自動車4メーカーによる会員制充電サービスの運営組織でございます日本充電サービスが実施しますカード認証式による課金システムで徴収しますが、県からの連絡によりまして、システムの稼働開始が秋ごろにずれ込む見込みでございますので、稼働までの料金徴収につきましては1回当たり500円の実費徴収を予定いたしております。

また、急速充電器の仕様でございますけれども、車両によって差異はありますものの、大体30分から40分で80%程度の給電が可能となっております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） 本件について、何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、中山委員。  
○委員（中山諭扶哉君） 予定される場所ってどこら辺なんですか。  
○財政課長（佐藤圭太君） はい。  
○委員長（福嶋安徳君） はい、佐藤財政課長。  
○財政課長（佐藤圭太君） 東側の……（委員中山諭扶哉君「済みません。申しわけありませんでした。ありがとうございました」と呼ぶ）  
○委員（上村哲三君） 委員長、一つだけ。  
○委員長（福嶋安徳君） はい、上村委員。  
○委員（上村哲三君） 現実的にですよ、八代市管内でどれぐらいの、今EVとPHVの車というのは登録されとつとでしようか。  
○財政課長（佐藤圭太君） はい。  
○委員長（福嶋安徳君） 佐藤財政課長。  
○財政課長（佐藤圭太君） 済みません。八代市でどれぐらいの電気自動車が登録されてるのかはちょっと把握はしてない状況でございますけども、熊本県全体でいいますと、EV自動車だけになりますけども、779台の登録がっております。（委員上村哲三君「はい、わかりました。結構です」と呼ぶ）  
○委員長（福嶋安徳君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 以上でEV・PHV用急速充電設備の設置についてを終了します。

当委員会の所管事務調査について、ほかに何かありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ほかにないようでしたら、私から本委員会の管外行政視察について、委員さん方の御意見を伺いたいと思います。

それでは、しばらく小会いたします。

（午後0分33分 小会）

（午後0分34分 本会）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、本会に戻します。

それでは、本委員会の管外行政視察を行うこととし、その期間は平成26年8月5日火曜から8日金曜の間の3日間で調整いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

○委員長（福嶋安徳君） 次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査2件及び請願2件、陳情1件については、なお審査及び調査を要すると思っておりますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（福嶋安徳君） 次に、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、平成26年8月上旬、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査のため、行政視察に参ることとし、日程及び視察先、視察内容については委員長に御一任いただき、決まり次第、議長宛て派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、総務委員会を散会いたします。

（午後0時36分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成26年6月19日

総務委員会

委員長